

吉野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

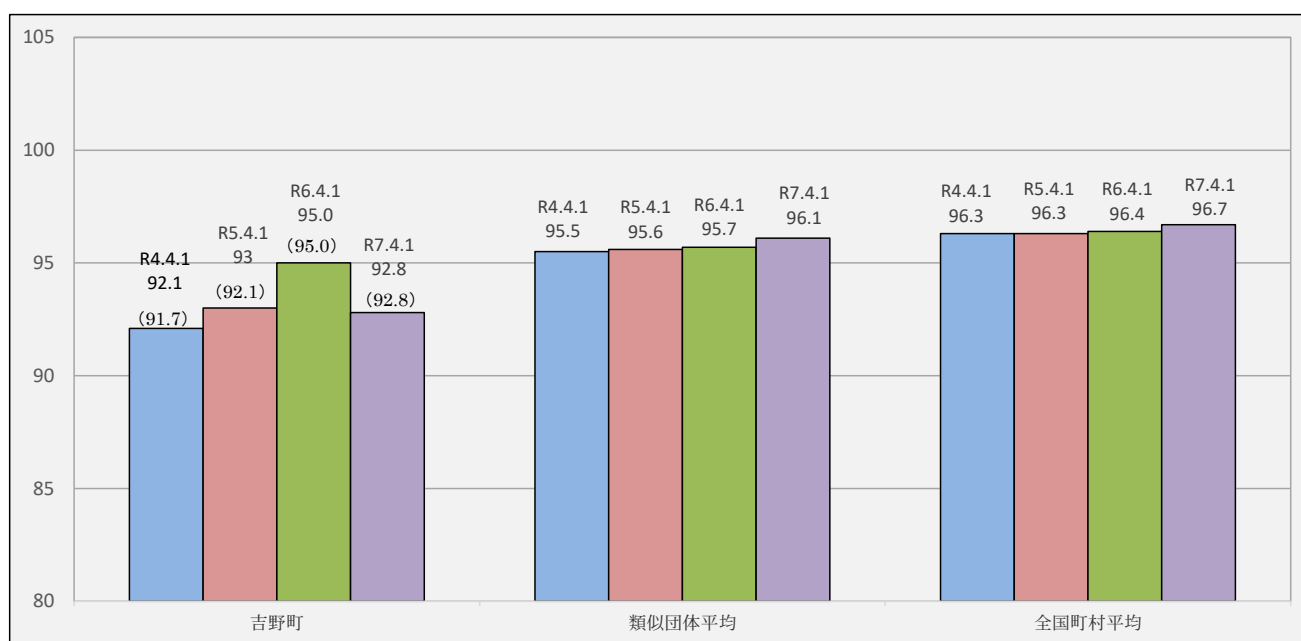
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 6,036	千円 5,883,023	千円 324,544	千円 1,185,178	% 20.1	% 19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 127	千円 443,894	千円 84,888	千円 173,599	千円 702,381	千円 5,531	千円 5,840

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告					(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)	給与改定率	
令和6年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	改定なし 3.62%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告					(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)	年間支給月数	
令和6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	4.65月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※人事委員会を設置していないため、月例給の給与改定、特別給の支給月数は、国に準じて改定を行っている。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職棒給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の棒給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での棒給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

1) 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

2) 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日は4%を支給。

3) その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
吉野町	45.3 歳	308,900 円	422,388 円	335,372 円
奈良県	41.6 歳	321,998 円	416,833 円	380,912 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	414,480 円
類似団体	41.9 歳	314,625 円	367,764 円	344,789 円

2) 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給料月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
吉野町	41.3 歳	16 人	274,700 円	397,981 円	296,681 円	—	—	—	—
うち清掃職員	41.3 歳	16 人	274,700 円	397,981 円	296,681 円	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.24
うち給食調理員	—	—	—	—	—	飲食物調理 従事者	45.3 歳	277,100 円	
うち用務員	—	—	—	—	—	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	50.2 歳	220,200 円	
奈良県	54.1 歳	42 人	290,240 円	342,579 円	327,793 円				
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	337,907 円				
類似団体	50.4 歳	3 人	289,606 円	325,294 円	305,365 円				

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
吉野町	7,638,400 円	—	—
うち清掃職員	7,638,400 円	4,376,300 円	1.75
うち給食調理員	—	3,509,000 円	—
うち用務員	—	3,297,300 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3カ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 人数が3人以下の場合には表示していない。

3) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
吉野町	—	—	—
奈良県	40.4 歳	359,373 円	415,172 円

類似団体	41.5 歳	305,833 円	346,297 円
------	--------	-----------	-----------

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		吉野町	奈良県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	166,500 円	185,700 円	—
	中学卒	—	—	—
教 育 職	大学卒	—	252,000 円	—
	高校卒	—	235,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

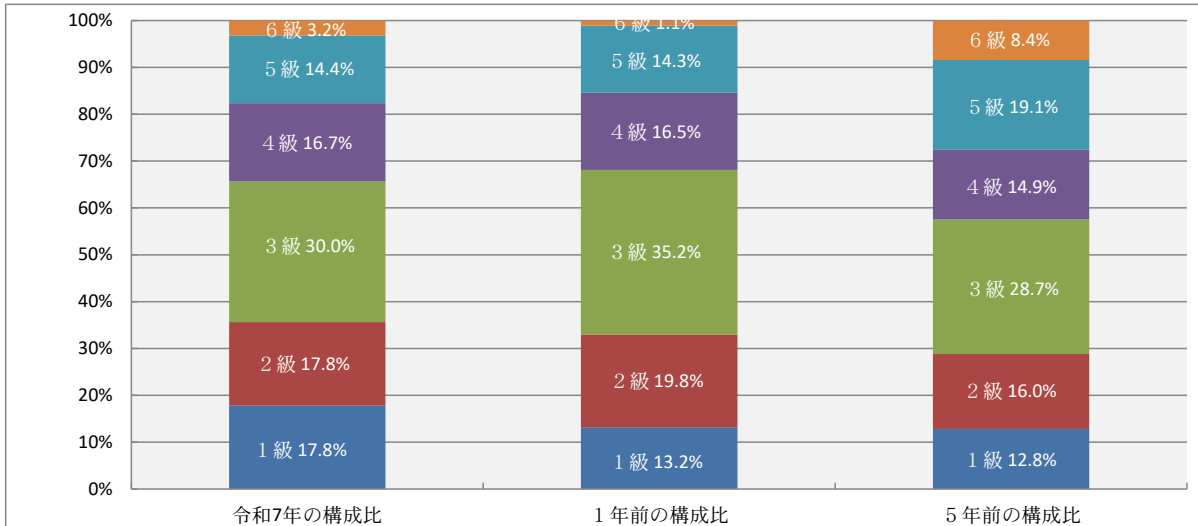
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,800 円	337,300 円	364,700 円	387,400 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	366,700 円
技能労務職	高校卒	243,700 円	282,400 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

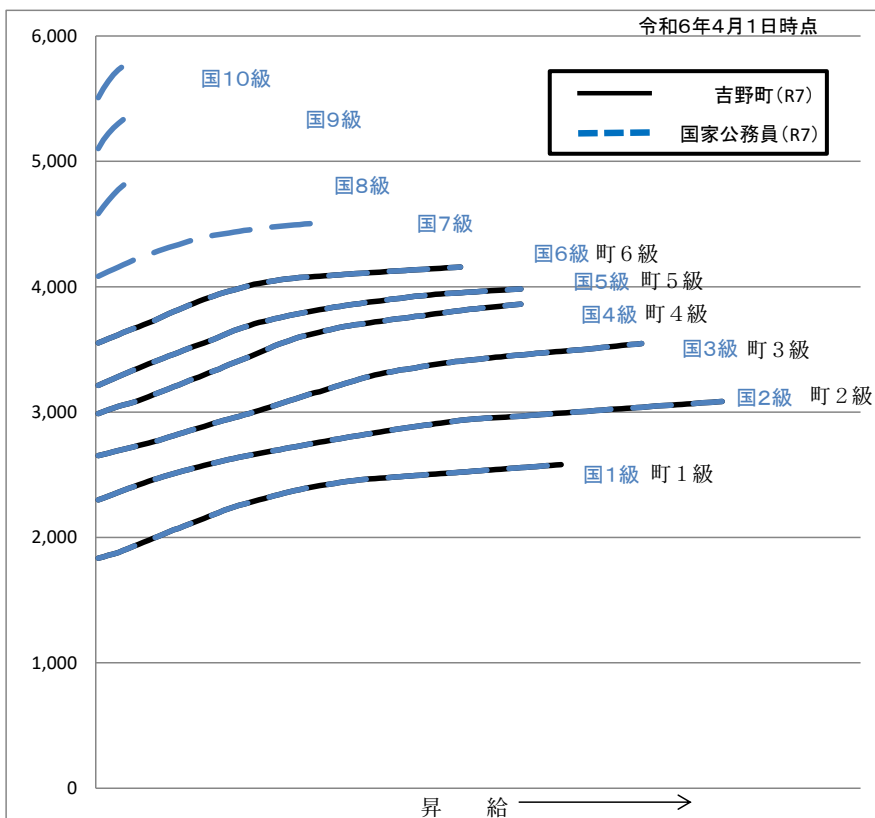
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事	人 12	% 13.2	円 162,100	円 249,400
2級	主査	人 18	% 19.8	円 208,000	円 305,200
3級	主査、主任	人 32	% 35.2	円 240,900	円 351,000
4級	課長補佐	人 15	% 16.5	円 271,600	円 382,000
5級	課長、主幹	人 13	% 14.3	円 295,400	円 394,000
6級	参事	人 1	% 1.0	円 323,100	円 411,300

- (注) 1 吉野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（吉野町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

吉野町	奈良県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,435千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,640千円	—
[令和6年度支給割合] 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.4月分) (1.0月分)	[令和6年度支給割合] 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.4月分) (1.0月分)	[令和6年度支給割合] 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.4月分) (1.0月分)
[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	[加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

吉野町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（定年前1年につき3%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～4.5%）		
1人当たり平均支給額	自己都合 0千円	勸奨・定年 20,893千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		— 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度支給割合
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		3,222 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		169,579 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		12.2%		
手当の種類 (手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
塵芥収集作業等に従事する職員の特殊勤務手当	塵芥収集作業等に従事する職員	塵芥の収集、運搬及び処分作業に従事したとき	千円 2574	日額 800円
有害鳥獣駆除作業等に従事する職員の特殊勤務手当	有害鳥獣駆除作業等に従事する職員	(1) 有害鳥獣の殺処分の作業 (2) 殺処分した有害鳥獣の死体処理作業	千円 648	日額 2,000円、1,500円 1,000円、500円、300円
教育職員の特殊業務に対する特殊勤務手当	町立認定こども園に所属する保育教諭	林間、臨海学習等(認定こども園が計画、実施するものに限る。)において児童及び園児を引率して行う指導業務で泊を伴う者	千円 ——	日額 500円
		非常災害時における児童及び園児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	——	日額 1,000円
		児童及び園児の負傷、疾病等に伴う救急の業務	——	日額 500円
町税事務に従事する職員の特殊勤務手当	町税の徴収担当職員	町税の収納事務(庁内における事務を除く。)に従事したとき	——	日額 300円
感染症まん延防止等作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症まん延防止等作業に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理作業に従事したとき	——	日額 1,000円
行旅病人、同死亡人収容作業に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人、同死亡人収容作業に従事する職員	行旅病人を救護し、移送し、若しくは行旅死亡人を収容する作業に従事したとき	——	1回 1,000円
植物防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	植物防疫作業に従事する職員	政令で指定する毒物、劇物を使用して植物防疫作業に従事したとき	——	日額 200円
町営住宅の滞納家賃収納に従事する職員の特殊勤務手当	町営住宅の滞納家賃収納に従事する職員	町営住宅の滞納家賃収納事務(庁内における事務を除く。)に従事したとき	——	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	21,189 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	198,028 円
支給実績 (令和5年度決算)	22,121 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	212,702 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績なし

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 22歳未満の子 11,500円 扶養親族 各6,500円 16歳～22歳の子 1人毎5,000円加算	同	—	14,886 千円	232,594 円
住居手当	借家・借間居住者最高支給限度額 27,000円	同	—	7,464 千円	257,379 円
通勤手当	(交通機関利用者) 運賃相当額を支給(原則6ヶ月の定期券を基礎とする額により支給) 最高限度額 55,000円 (自動車等使用者) 自動車等を使用して通勤する者に距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同	—	10,777 千円	84,195 円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等による加算	異	支給率	14,086 千円	370,684 円
宿日直手当	宿日直1回につき 4,400円	異	支給額	1,065 千円	13,654 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする場合	異	支給額	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等週休日又は休日等の勤務条件適応時のみ支給	異	支給額	1,805 千円	47,500 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料			(参考) 類似団体における最高/最低額
	市区町村長	747,000 円	850,000 円 / 505,800 円
	副町長	616,500 円	710,000 円 / 495,000 円
報 酬	議長	330,000 円	375,000 円 / 210,000 円
	副議長	280,000 円	307,000 円 / 188,000 円
	議員	255,000 円	286,000 円 / 165,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副町長	(令和6年度支給割合) 2.85 月分	
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.30 月分	
退 職 手 当	市区町村長 副町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×520/100×勤続年数 15,537,600 円 任期毎。ただし、 給料月額×330/100×勤続年数 8,137,800 円 同一職の場合は任期 通算を選択できる。	
	備 考		

(注) 1退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

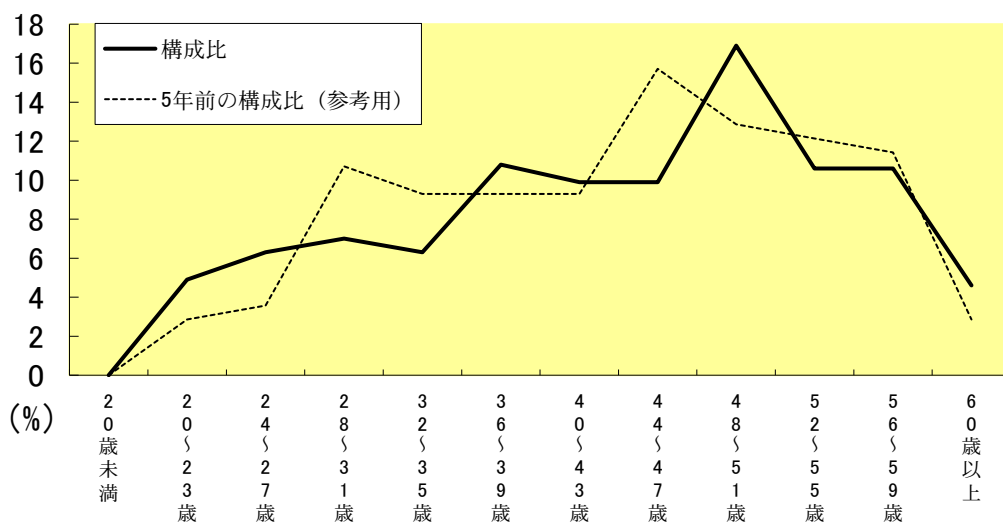
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数 (人)		対前年増 減数 (人)	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	3	2	-1	育児休暇復帰に伴う減
	総務・企画	31	32	1	業務増、欠員補充
	税務	4	6	2	業務増、欠員補充
	民生	28	27	-1	退職者不補充
	衛生	26	27	1	業務増、欠員補充
	農林水産	5	4	-1	退職者不補充
	商工	9	11	2	業務増、欠員補充
	土木	5	5	0	
	計	111	114	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 188.87人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 119.21人
	教育部門	13	13	0	業務増、欠員補充
小 計	124	127	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 210.4人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 142.44人	
公 会 計 部 門 等	水道	6	6	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	8	8	0	
	小 計	15	15	0	
合 計	139 [321]	142 [321]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 235.26人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	9人	10人	9人	14人	14人	14人	24人	15人	15人	11人	142人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	115	104	104	102	111	114	-1 (-0.9%)
教育	12	11	11	14	13	13	1 (8.3%)
普通会計計	127	115	115	116	124	127	0 (0.0%)
公営企業等会計計	13	14	14	15	15	15	2 (15.4%)
総合計	140	129	129	131	139	142	2 (1.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

※公営企業の職員数は少ないため公表しない

(1) 水道事業

① 職員給与等の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円	千円	千円	%	%